令和８年１２月

第５回人吉市議会（定例会）議案

人　吉　市

令和８年１２月第５回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第　９６号	令和８年度　人吉市一般会計補正予算（第７号）
議第　９７号	令和８年度　人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
議第　９８号	令和８年度　人吉市介護保険特別会計補正予算（第３号）
議第　９９号	令和８年度　人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）
議第１００号	令和８年度　人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
議第１０１号	令和８年度　人吉市一般会計補正予算（第８号）
議第１０２号	令和８年度　人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）
議第１０３号	令和８年度　人吉市介護保険特別会計補正予算（第４号）
議第１０４号	令和８年度　人吉市水道事業特別会計補正予算（第４号）
議第１０５号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第１０６号	人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第１０７号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第１０８号	人吉市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議第１０９号	人吉市犯罪被害者等支援条例の制定について
議第１１０号	人吉市災害義援金配分委員会及び人吉市災害弔慰金等支給審査委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第１１１号	人吉市田野活性化センター条例の一部を改正する条例の制定について

議第１１２号　公の施設の指定管理者の指定について
議第１１３号　工事請負契約の締結について
議第１１４号　工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

報第　　５号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
報第　　６号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

議第１０５号　人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第１０６号　人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第１０７号　人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第１０８号　人吉市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議第１０９号　人吉市犯罪被害者等支援条例の制定について

議第１１０号　人吉市災害義援金配分委員会及び人吉市災害弔慰金等支給審査委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第１１１号　人吉市田野活性化センター条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和８年１１月２４日提出

人吉市長　松岡　隼人

議第１０５号

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第１条　人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和２８年人吉市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第５条ただし書中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の１７５」を「１００分の１８０」に改める。

第２条　人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条ただし書中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の１８０」を「１００分の１７７．５」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

市長、副市長及び教育長の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第１０６号

人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年人吉市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項ただし書中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の１７５」を「１００分の１８０」に改める。

第２条　人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項ただし書中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の１８０」を「１００分の１７７．５」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

議員の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第１０７号

人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　人吉市職員の給与に関する条例（昭和２６年人吉市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第１５条の４第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に改め、同条第３項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の７１．２５」を「１００分の７３．７５」に、「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に、「１００分の６１．２５」を「１００分の６３．７５」に改める。

第１５条の７第２項第１号中「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に、「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に改め、同項第２号中「１００分の５１．２５」を「１００分の５３．７５」に、「１００分の６１．２５」を「１００分の６３．７５」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400

45	261, 100	295, 900	337, 500	386, 000	404, 700	432, 500	476, 700
46	261, 700	296, 600	338, 700	387, 100	405, 400	432, 800	
47	262, 300	297, 300	339, 900	388, 000	406, 100	433, 100	
48	262, 900	297, 900	341, 200	389, 000	406, 800	433, 400	
49	263, 400	298, 600	342, 300	389, 900	407, 300	433, 600	
50	264, 000	299, 300	343, 500	390, 600	407, 900	433, 900	
51	264, 600	300, 000	344, 700	391, 300	408, 500	434, 100	
52	265, 100	300, 700	345, 900	391, 900	409, 200	434, 400	
53	265, 500	301, 200	347, 200	392, 300	409, 600	434, 600	
54	265, 900	301, 900	348, 200	392, 900	410, 200	434, 900	
55	266, 200	302, 500	349, 300	393, 500	410, 800	435, 200	
56	266, 500	303, 200	350, 400	394, 200	411, 300	435, 500	
57	266, 800	303, 800	351, 100	394, 500	411, 700	435, 700	
58	267, 100	304, 400	352, 000	395, 200	412, 300	436, 000	
59	267, 400	305, 000	352, 700	395, 900	412, 900	436, 300	
60	267, 700	305, 800	353, 500	396, 500	413, 400	436, 500	
61	268, 000	306, 400	354, 300	396, 800	413, 800	436, 700	
62	268, 300	306, 900	354, 700	397, 300	414, 300	437, 000	
63	268, 600	307, 400	355, 200	397, 900	414, 800	437, 300	
64	268, 900	307, 800	355, 900	398, 500	415, 400	437, 500	
65	269, 200	308, 300	356, 700	398, 800	415, 700	437, 700	
66	269, 500	308, 800	357, 400	399, 400	416, 100	438, 000	
67	269, 800	309, 200	358, 100	400, 100	416, 400	438, 300	
68	270, 100	309, 700	358, 700	400, 700	416, 800	438, 500	
69	270, 400	310, 100	359, 200	401, 100	417, 100	438, 700	
70	270, 700	310, 600	359, 800	401, 600	417, 400	439, 000	
71	271, 000	311, 000	360, 300	402, 200	417, 700	439, 300	
72	271, 300	311, 500	360, 900	402, 700	417, 900	439, 500	
73	271, 600	311, 900	361, 200	403, 200	418, 100	439, 700	
74	271, 900	312, 300	361, 700	403, 800	418, 400		
75	272, 200	312, 600	362, 000	404, 200	418, 700		
76	272, 500	312, 900	362, 400	404, 500	418, 900		
77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100		
78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400		
79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700		
80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900		
81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100		
82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400		
83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700		
84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900		
85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100		
86	275, 500	315, 300	366, 500				
87	275, 800	315, 600	366, 900				
88	276, 100	315, 900	367, 300				
89	276, 400	316, 200	367, 500				
90	276, 700	316, 500	367, 900				
91	277, 000	316, 800	368, 300				
92	277, 300	317, 100	368, 700				

	93	277,600	317,300	368,900				
	94		317,500	369,200				
	95		317,800	369,600				
	96		318,200	369,900				
	97		318,400	370,200				
	98		318,700	370,600				
	99		319,000	371,000				
	100		319,400	371,400				
	101		319,600	371,900				
	102		319,900	372,300				
	103		320,200	372,700				
	104		320,500	373,100				
	105		320,700	373,600				
	106		321,000	374,000				
	107		321,300	374,300				
	108		321,600	374,600				
	109		321,800	375,000				
	110		322,100					
	111		322,500					
	112		322,800					
	113		323,000					
	114		323,200					
	115		323,500					
	116		323,900					
	117		324,100					
	118		324,300					
	119		324,600					
	120		324,900					
	121		325,200					
	122		325,400					
	123		325,700					
	124		326,000					
	125		326,300					
定年前再任用短時間勤務職員		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400

別表第２中「課長、課長補佐」を「課長補佐」に改め、「困難な業務を所掌する」を削る。

第２条　人吉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１５条の４第２項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改め、同条第３項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の７３．７５」を「１００分の７２．５」に、「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の６３．７５」を「１００分の６２．５」に改める。

第１５条の７第２項第１号中「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改め、同項第２号中「１００分の５３．７５」を「１００分の５２．５」に、「１００分の６３．７５」を「１００分の６２．５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の人吉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第１の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（令和８年４月１日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

３　令和８年４月１日からこの条例の施行の日の前日までの間において、第１条の規定による改正前の人吉市職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、市長の定めるところによる。

（給与の内払）

４　改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみ

なす。

（提案理由）

職員の給与に関し、人事院勧告に準じた改定等を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第１０８号

人吉市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

人吉市認可地縁団体印鑑条例（平成５年人吉市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１４条中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第１０９号

人吉市犯罪被害者等支援条例

（目的）

第１条　この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　犯罪等　犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

⑵　犯罪被害者等　犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

⑶　犯罪被害者等の支援　犯罪被害者等が、その受けた被害から回復し、又はその被害を軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。

⑷　市民等　市内に居住し、通勤し、又は通学している者及び市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

⑸　関係機関等　国、他の地方公共団体その他の行政機関及び犯罪被害者等の支援に関係する団体をいう。

⑹　二次的被害　犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見、無理解等による言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穏の侵害、経済的な損失等の被害をいう。

（基本理念）

第３条　全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

２　犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に行われなければならない。

３　犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受ける

ことができるように行われなければならない。
４　犯罪被害者等の支援は、二次的被害を生じさせることがないよう行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。
（市の責務）
第４条　市は、前条に規定する基本理念に基づき、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。
（市民等の役割）
第５条　市民等は、第３条に規定する基本理念に基づき、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることがないよう十分に配慮を行うものとする。
２　市民等は、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。
（連携協力）
第６条　市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との緊密な連携協力を図るものとする。
（相談及び情報の提供等）
第７条　市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。
２　市は、前項に規定する支援を行うための窓口を設置するものとする。
（犯罪被害者等見舞金の支給）
第８条　市は、犯罪被害者等に対して、犯罪被害者等見舞金を支給することができる。
（日常生活の支援）
第９条　市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うものとする。
（居住の安定）
第１０条　市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行うものとする。
（市民等の理解の促進）
第１１条　市は、犯罪被害者等の支援の必要性について市民等の理解を

深めるとともに、二次的被害の防止を図るため、啓発に努めるものとする。

（支援の制限）

第１２条　市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等への支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる事由があるときは、当該事由がある犯罪被害者等に対して支援の全部又は一部を行わないことができる。

（委任）

第１３条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援を総合的に推進するため、新たに条例を制定するものである。

議第１１０号

人吉市災害義援金配分委員会及び人吉市災害弔慰金等支給審査委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例

人吉市災害義援金配分委員会及び人吉市災害弔慰金等支給審査委員会の設置に関する条例（令和２年人吉市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「令和２年７月豪雨災害」を「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により生じた被害のうち、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された災害」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害義援金配分及び災害弔慰金等支給に関する審議の対象となる災害の対象拡大のため、条例の一部を改正するものである。

議第１１１号

人吉市田野活性化センター条例の一部を改正する条例

人吉市田野活性化センター条例（平成６年人吉市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

別表中「暖房料」を「冷暖房料」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行日以後に人吉市田野活性化センターを使用する者の使用料について適用し、同日前に人吉市田野活性化センターを使用する者の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

人吉市田野活性化センターに新たに空調機器を設置するため、条例の一部を改正するものである。

議第１１２号

公の施設の指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせる施設の名称
　人吉市まち・ひと・しごと総合交流館

２　指定管理者に指定しようとする団体
　人吉市相良町４番地２
　一般社団法人ドットリバー

３　指定の期間
　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

令和８年１１月２４日提出

人吉市長　松岡　隼人

（提案理由）

公の施設について、指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決が必要である。

議第１１３号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

１	契約の目的	矢黒下戸越線改築工事
２	契約の方法	指名競争入札による契約
３	契約金額	１５３，４５０，０００円
４	契約の相手方	人吉市土手町３番地 株式会社岩井工務店 代表取締役　岩井　和彦

令和８年１１月２４日提出

人吉市長　松岡　隼人

（提案理由）

予定価格１億５，０００万円以上の工事又は製造の請負に係る契約を締結するときは、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年人吉市条例第１号）第２条の規定により、議会の議決が必要である。

議第１１４号

工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

令和７年６月２日付け議第６３号議案をもって議決された椿谷川河川改修工事に係る工事請負契約の締結についての議決内容の一部を次のように変更する。

第３契約金額中「１７５，５６０，０００円」を「１８７，１１１，０５９円」に改める。

令和８年１１月２４日提出

人吉市長　松岡　隼人

（提案理由）

議会の議決を経た契約について、契約内容を変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

報第５号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを議会に報告する。

専第７号　損害の賠償について
（令和８年１１月６日専決）

令和８年１１月２４日提出

人吉市長　松岡　隼人

（提案理由）
議会の議決により特に指定されたものを専決処分したときは、地方自治法第１８０条第２項の規定により、これを議会に報告する必要がある。

専第７号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年１１月６日

人吉市長　松岡　隼人

１　件名
損害の賠償について

２　賠償の理由

３　損害賠償の額
４２５，９９７円

４　賠償（和解）の相手方

５　和解事項
紛争を将来に残さないため当事者双方は、今後本件に関しては、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

報第６号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを議会に報告する。

専第８号　損害の賠償について
（令和８年１１月６日専決）

令和８年１１月２４日提出

人吉市長　松岡　隼人

（提案理由）
議会の議決により特に指定されたものを専決処分したときは、地方自治法第１８０条第２項の規定により、これを議会に報告する必要がある。

専第８号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年１１月６日

人吉市長　松岡　隼人

１　件名
損害の賠償について

２　賠償の理由

３　損害賠償の額
１７，８２０円

４　賠償（和解）の相手方

５　和解事項
紛争を将来に残さないため当事者双方は、今後本件に関しては、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。